

# 令和8年度 愛知県議会広報テレビ番組制作及び放送委託業務 企画提案募集要領

## 1 委託業務の趣旨

県議会を県民に開かれたものにするため、また、県議会に対する県民の意識高揚を図るため、本会議を中心とした広報番組を制作、放送するもの。

## 2 委託業務の内容

### (1) テレビ番組の制作及び放送業務

#### ア 制作の基本的な考え方

- ・県議会としての、品位、客觀性を保持し、公平・公正な番組内容とする。
- ・5月臨時議会においては、本会議の模様を撮影し、その後、正副議長並びに各会派役員のインタビューを行う。
- ・各定例議会においては、提案理由説明の模様、代表質問及び一般質問の模様、委員会の審査状況、議案・請願・意見書の審議状況などをわかりやすく紹介する。提案理由説明は全て取り上げる。また、代表質問及び一般質問の模様の制作に当たっては、質問する全議員を取り上げ、代表的な質問とそれに対する答弁の模様を撮影する。
- ・2回放送を実施する定例議会においては、テーマを変えて県議会情報を提供する「議会一口メモ」のコーナーを1分30秒程度設ける。

#### イ 番組

##### (ア) 基本内容

- ・番組名 愛知県議会だより
- ・放送内容 5月臨時議会

(本会議の模様、議案の紹介、役員紹介（正副議長、正副委員長、会派役員）、正副議長並びに各会派役員のインタビューなど)  
各定例議会

(提案理由説明の模様、議案の紹介、代表質問及び一般質問の模様、委員会の審査状況、議案・請願・意見書の審議状況、テーマを変えて県議会情報を提供する「議会一口メモ」（2回放送を実施する定例議会に限る。）など)

- ・表現方法 映像・音声、画像に、字幕とナレーションを挿入し、わかりやすくすること。ただし、これによらず、オープニング、エンディング及び議会一口メモは、例えばCG、イラストなどを取り入れ、インパクトがあり、かつ、親しみやすくすること。

・放送局	民放5局（CBCテレビ、東海テレビ、名古屋テレビ、中京テレビ、テレビ愛知）のうち1局												
・放送時間数	各回25分以上												
・放送時間帯	午前7時から正午までの間  この放送時間帯に放送できない特別な事情がある場合は、委託者と受託者が協議の上、他の放送時間帯に移動することができる。この場合の放送時間帯は、より多数の視聴者を確保できる時間帯とし、受託者は、放送時間帯の移動を視聴者に周知する措置を講ずるものとする。 ただし、地震・豪雨等の自然災害による臨時ニュース番組の放送等、不測の事態により放送日時が変更となる場合、協議は不要とし、放送後に報告するものとする。												
・放送回数	年7回  <table> <tr> <td>5月臨時議会</td> <td>1回</td> </tr> <tr> <td>6月定例議会</td> <td>1回</td> </tr> <tr> <td>9月定例議会</td> <td>1回</td> </tr> <tr> <td>11月又は12月定例議会</td> <td>2回</td> </tr> <tr> <td>2月定例議会</td> <td>2回</td> </tr> <tr> <td>計</td> <td>7回</td> </tr> </table>	5月臨時議会	1回	6月定例議会	1回	9月定例議会	1回	11月又は12月定例議会	2回	2月定例議会	2回	計	7回
5月臨時議会	1回												
6月定例議会	1回												
9月定例議会	1回												
11月又は12月定例議会	2回												
2月定例議会	2回												
計	7回												

・放送時期	収録後、おおむね10日後（2回放送を実施する定例議会における1回目放送分については、一般質問1日目収録後、おおむね10日後に放送する。また、2月定例議会2回目放送分については、3月中に放送する。ただし、2月定例議会閉会の翌日から放送日の前日までに3日を確保できない場合は、別途対応を協議する。）
・放送後の動画配信	直近に放送した番組1回分以上をインターネットで動画配信し、愛知県議会ホームページから配信コンテンツへのリンクを設けることができるようすること。動画配信は、放送後、速やかに行うこと。
・聴覚障害者への対応	全編字幕付きとすること。 番組のナレーションコメント、代表質問・一般質問の質問・答弁、5月臨時議会の正副議長・各会派役員インタビューなど、必要箇所の文字起こしを行い、字幕原稿を入力作業前に、確認のため、委託者に提出し、承認を受けること。

- ・本会議撮影 本会議は通常、午前10時前後に開会するため、午前9時15分までには本会議場に入場し、撮影準備を始めること。また、散会されるまで撮影を続けること。撮影はハイビジョンで行うこと。
- ・撮影素材の提供 当初予算、補正予算の内容説明のため、ニュースなどで使用する映像資料を提供すること。また、県議会議事堂外観、委員会室などの映像についても収録、提供すること。
- ・音楽の挿入 場面転換等の際には、映像内容にふさわしい音楽を挿入すること。
- ・撮影の体制 5月臨時議会の本会議開催日については、カメラ2台が同時に稼働できるようにすること。各定例議会の本会議開催日（議案質疑を除く。）については、カメラ1台が稼働できるようにすること。なお、本会議での撮影はライトをつけないこと。また、5月臨時議会閉会後の正副議長並びに各会派役員のインタビューについては、2組同時に収録できるようにすること。
- ・納品 番組放送後、1放送分ごとに放送内容を録画したDVD12本（うち1本は音量を調節したもの）を納品すること。
- ・制作品の利用 議会広報のため、県有施設内で、放送後おおむね1年間上映できるものとすること。また、委託者が広報活動用に供するため、制作品を利用するときは、協議の上複製し、利用することができる。
- ・視聴率報告 番組放送後、番組の視聴率（平均視聴率、視聴占拠率）を報告すること。
- ・その他 制作品の一部を改訂し、又は、他に転用しようとするときは、互いに協議の上行うものとする。

#### （イ）付加提案

番組内容の詳細情報の同時配信、副音声の活用、視覚障害者への対応、外国人への対応、再放送（時間帯を問わない。）、番組宣伝など、可能なものを自由に提案すること。なお、提案に委託者側の設備や作業面で負担が生じる内容が含まれる場合には、その内容を明示すること。

#### ウ 制作及び放送までの作業の基本的な流れ

##### （5月臨時議会）

打合せ、委託者からの資料提供→シナリオ作成、校正→本会議撮影1日→同日に正副議長・各会派役員インタビュー収録→編集→試写用データ制作→委託者による確認→修正→（必要な場合は）再試写用データ制作→ナレーション録音（委託者立会い）→聴覚障害者用字幕入力→委託者による確認→放送・動画配

信→放送番組収録D V D納入、視聴率報告

(6月、9月定例議会)

打合せ、委託者からの資料提供→シナリオ作成、校正→本会議撮影5日→編集→試写用データ制作→委託者による確認→修正→(必要な場合は)再試写用データ制作→ナレーション録音(委託者立会い)→聴覚障害者用字幕入力→委託者による確認→放送・動画配信→放送番組収録D V D納入、視聴率報告

(11月又は12月定例議会、2月定例議会)

打合せ、委託者からの資料提供→シナリオ作成、校正→本会議撮影(合計6日)→編集→試写用データ制作→委託者による確認→修正→(必要な場合は)再試写用データ制作→ナレーション録音(委託者立会い)→聴覚障害者用字幕入力→委託者による確認→放送・動画配信(開会日から一般質問1日目までを1回目の放送、一般質問2日目から閉会日まで及び議会一口メモを2回目の放送)→放送番組収録D V D納入、視聴率報告

## (2) 見積金額の上限

14,228,610円(消費税及び地方消費税の額を含む。)

## (3) 契約期間

契約締結日から令和9年3月31日まで

## 3 応募資格

次のいずれにも該当することを条件とする。

- (1) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 民事再生法(平成11年法律第225号)第21条の規定による再生手続開始の申立てがなされていない者又は会社更生法(平成14年法律第154号)第17条の規定による更生手続開始の申立てがなされていない者であること。
- (3) この公告の日から開札の日までの期間において、「愛知県が行う事務及び事業からの暴力団排除に関する合意書」(平成24年6月29日付け愛知県知事等・愛知県警察本部長締結)1(1)アに規定する調達契約からの排除措置を受けていない者であること。
- (4) 物品の製造等に係る愛知県入札参加資格者名簿(令和6年4月～令和8年3月)、大分類「役務の提供等」、中分類「映画等制作・広告・催事」、小分類「映画等制作」、細分類「テレビ番組」若しくは大分類「役務の提供等」中分類「映画等制作・広告・催事」小分類「広告」細分類「広告企画・代行」に登録されている者又は、愛知県内のテレビ放送事業者であること。
- (5) 応募受付期間において、愛知県会計局指名停止取扱要領に基づく指名停止を受けていない者であること。

## 4 応募方法

### (1) 提出書類

ア 企画提案参加申込書（様式1）

イ 企画提案書（様式2） 6部（記載事項は以下のとおり）

・企画提案者（社名・担当者名・連絡先）※1部にのみ記載

・放送局

・放送時間数

・放送日（平日、土曜、日曜の区分）

放送日が平日、土曜、日曜のどれに当たるか記載する。なお、土曜又は日曜とすることも可能。

・放送日（時間帯）

何時から放送するのか記載する。

・放送日（タイムランク）

タイムランクを記載する。（例：Aタイム、Bタイムなど）

・当該放送局の放送日の区分（平日、土曜、日曜）における放送時間帯の過去1年間の平均視聴率

（例：放送日を平日の午前10時から午前10時30分とした場合、過去1年間の平日の同時間帯の平均視聴率を記載する。なお、平日で算定する場合は、祝日・振替休日を除く。）

・放送日の区分（平日、土曜、日曜）における放送時間帯の過去1年間の平均総世帯視聴率

（例：放送日を平日の午前10時から午前10時30分とした場合、過去1年間の平日の同時間帯の平均総世帯視聴率を記載する。なお、平日で算定する場合は、祝日・振替休日を除く。）

・オープニング及びエンディングの企画（ラフ案）

・議会一口メモの表現方法

・付加提案

・見積金額（合計）

ウ 社会的価値の実現に資する取組に関する申告書（様式3）及び添付書類

（提出可能な場合のみ）

エ 見積書 1部

委託業務の見積金額合計、内訳（放送料、制作料）を記載して、提出すること。

なお、消費税及び地方消費税に係る課税事業者においては、金額は取引に係る消費税及び地方消費税を含めた額とすること。

## （2）提出期限

令和8年1月29日（木）午後5時（必着）

## （3）提出先

〒460-8501 名古屋市中区三の丸三丁目1番2号

愛知県議会事務局調査課 広報・情報グループ

電話 052-954-6742

## 5 応募に関する問合せ

### （1）問合せ受付期間

令和8年1月14日（水）午前9時から令和8年1月21日（水）正午までとする。

### （2）問合せ受付方法等

愛知県議会事務局調査課（gikai-chosa@pref.aichi.lg.jp）に電子メールで申し出ること。それ以外の方法では受け付けない。なお、タイトルは「愛知県議会広報テレビ番組制作及び放送委託業務の問合せ」とし、本文中に、①貴社名・所属・担当者氏名、②連絡先（電話、メールアドレス）を記載すること。

回答については、令和8年1月23日（金）正午までに希望者全員に電子メールで回答する。

質疑内容の送付を希望する場合は、令和8年1月22日（木）正午までに、愛知県議会事務局調査課（gikai-chosa@pref.aichi.lg.jp）に電子メールで申し出ること。なお、タイトルは「愛知県議会広報テレビ番組制作及び放送委託業務の質疑内容送付希望」とし、本文中に、①貴社名・所属・担当者氏名、②連絡先（電話、メールアドレス）を記載すること。

※質疑内容の送付希望は任意。ただし、希望しないことにより不利益を受けた場合、県はその責任を負わない。

## 6 審査及び委託先の決定

愛知県議会事務局職員等で構成する選考委員会で、提出書類に基づき書面審査（プレゼンテーションなし）し、最も優れているとされた企画提案者と契約交渉を行う。

審査項目は、①放送時間数、②放送日・時間帯、③見積金額、④オープニング・エンディング及び議会一口メモの企画、⑤付加提案、⑥社会的取組の6項目。

なお、「2 委託業務の内容（1）テレビ番組の制作及び放送業務」に掲げた条件を満たさない提案は審査対象とはしない。

また、審査結果は、令和8年2月6日（金）を目途に、全ての企画提案者に対して通知する。

## 7 その他

- (1) 契約は、愛知県議会における当該業務に係る予算成立を条件とする。
- (2) 愛知県議会における予算成立までに当該業務に係る予算が変動した場合、「6 審査及び委託先の決定」に掲げた選考委員会による書類審査で、最も優れているとされた企画提案者と当該業務の内容の変更について協議調整を行った上、契約交渉する。
- (3) 企画提案に要する費用は、企画提案者が負担する。
- (4) 企画提案は、1企画提案者につき1点とする。
- (5) 提出された企画提案書及び見積書は返却しない。
- (6) 選考結果は公表しない。
- (7) 審査結果についての異議申立ては受け付けない。
- (8) 受託者は、契約金額の100分の10の額の契約保証金を契約と同時に納付するものとする。ただし、愛知県財務規則（昭和39年愛知県規則第10号）第129条の3に該当する場合は契約保証金の全部または一部の納付を免除する。